

亀山市公告第14号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部用上下水道局下水道室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成29年2月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない水路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市西町字大谷558番地先 12.24 m²